

第4回「マネー・ローンダリング対策等に関する懇談会」議事要旨

1 日時

平成25年11月5日(火) 午後3時00分から午後5時20分まで

2 場所

警察庁第1会議室

3 出席者

座長	安 富 潔	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
委員	相 澤 直 樹	一般社団法人全国銀行協会業務部長
(五十音順)	金 子 正 志	弁護士
	釘 宮 悦 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会理事
	小 林 勇	公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会常務理事
	櫻 井 敬 子	学習院大学法学部教授
	吉 野 直 行	慶應義塾大学経済学部教授
説明者	山 崎 千 春	有限責任 あずさ監査法人パートナー

4 配付資料

第4回配付資料

5 議事要旨

配付資料に沿って警察庁から説明するとともに、マネー・ローンダリング対策等におけるリスクベース・アプローチ等について山崎氏からのヒアリングを実施し、以下の(1)及び(2)の論点について議論がなされた。

(1) 実質的支配者を自然人まで遡る確認について

- ・ 実質的支配者を自然人まで遡って確認をすることは公的な疎明資料がなく、顧客である事業法人にとって難しいため、登記制度を新たに整備するなど、顧客自身が実質的支配者を把握できるような制度が必要ではないか。

また、株主が法人である場合の自然人まで遡った実質的支配者の確認については、顧客自身による調査に時間がかかる場合や、株主たる法人の協力が得られずに実質的支配者が判明しない場合、その代表者を実質的支配者とする措置も必要ではないか。

さらに、確認方法いかんによっては、一見取引ができなくなることも考えられ、国民生活に多大な影響を及ぼす可能性がある。国民の理解が得られるように、政府による周知が必要である。

登記等の制度整備がない場合、運用面については顧客からの申告によらざるを得ない。また、全ての既存顧客に対し実質的支配者の確認をすることは困難であり、既存分について遡及しない等の措置も必要となる。それでF A T Fへの対応として問題ないか、確認が必要と考える。

- ・ 小規模の法人では株主名簿を作成していないことがあったり、株主自体が変わるこ

となどを考慮すると、現行制度では顧客からの申告ベースにならざるを得ないのではないか。

- ・ 会長職にある者や創設者が実質的支配者である法人がある中で、どのように立証するのか。一方で、顧客からの申告ベースでは制度に魂が入っていない感は否めないのではないか。
- ・ F A T F が求めている実質的支配者の確認手順をみると、株主が企業を支配しているという考え方とを感じるが、日本の企業形態では従業員も企業を支えているという考え方もあるのではないか。
- ・ F A T F 基準に則した制度とすることに加え、今後予定されている有効性の審査を見据えた実効性ある具体的な方策を検討すべきである。

(2) リスクベース・アプローチについて

- ・ 山崎氏の説明では、リスクベース・アプローチにおけるリスク評価は、4つのリスク・ファクターである国・地域、顧客、商品・サービス、チャネルが基準とのことである。国によるリスク評価において具体的なリスク・ファクターに対する評価を示し、さらに各特定事業者が業態等に応じて評価を付加させることで運用できないか。
- ・ 顧客の混乱を回避するために、国によるリスク評価とこれに基づく一定の枠組みとしての判断基準を公表していただきたい。一方、特定事業者においてもリスク評価を行った結果、顧客に対する追加のヒアリングや資料の提出を求める可能性もあること、同一の顧客であっても、特定事業者によって異なる取り扱いとなることもありうることについて、顧客が混乱しないようしっかりと国民に周知していただきたい。
- ・ F A T F が示しているリスクが高い取引はあくまで例示であり、我が国の実態に合致したリスク評価の策定を行ってほしい。
- ・ 特定事業者によるリスクベース・アプローチの結果において、特定事業者ごとに取扱いが異なることになると利用者が混乱する可能性があることから、一定の基準は必要ではないか。
- ・ リスクベース・アプローチを制度化する場合、国が疑わしい取引の届出の判断基準を示すことが考えられるとのことだが、特定事業者にとって理解や運用が困難なものであれば、リスクに応じてとるべき対応がおざなりになってしまうことが懸念される。したがって、判断基準は分かりやすいものとし、内容についても十分な説明が必要である。
- ・ 特定事業者において合理的な理由があれば、国によるリスク評価に基づく基準と異なる措置を許容することであるが、特定事業者が独自の判断で行うリスクベース・アプローチの義務付けをいかに日本の法規範の枠組みの中において行うか、さらに F A T F が求める法令による義務付けの要請に応えるものとするのか検討が必要である。